



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】

2

北九州市告示第 3 1 5 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 5 8 年北九州市告示第 7 8 - 1 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

3 係留施設の物揚場・船揚場の表の門司の項中

今津船揚場	門司区大字 今津	4 0 . 0 0	- 1 . 0	0 . 5	を
白野江物揚場	門司区白野江三丁目	6 0 . 0 0 (取 付) 3 0 . 0 0	- 3 . 0	1 . 0	

今津船揚場	門司区大字 今津	4 0 . 0 0	- 1 . 0	0 . 5	に
-------	-------------	-----------	---------	-------	---

改める。

4 臨港交通施設の道路の表の門司の項中

白野江 1 号道路	門司区白野江三丁目	9 7 . 0 0	7 . 2 0	アスファルト舗装	を
白野江 2 号道路	門司区白野江三丁目	4 6 . 6 0	7 . 2 0	未舗装	
白野江 3 号道路	門司区白野江三丁目	5 8 . 0 0	7 . 2 0	未舗装	

白野江 1 号道路	門司区白野江三丁目	7 7 . 2 0	7 . 2 0	アスファルト舗装	に
白野江 2 号道路	門司区白野江三丁目	4 6 . 6 0	7 . 2 0	未舗装	

改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の門司の項中

今津荷さばき地	門司区大字今津	7 3 2 . 4 6	2 級	を
白野江物揚場 1 号荷さばき地	門司区白野江三丁目	9 7 7 . 6 7	2 級	
白野江物揚場 2 号荷さばき地	門司区白野江三丁目	9 6 3 . 4 4	2 級	

今津荷さばき地	門司区大字今津	7 3 2 . 4 6	2 級	に
---------	---------	-------------	-----	---

改める。

9 船舶役務用施設の船舶給水施設の表の門司の項中

新門司北 1 1 号岸壁 給水施設	門司区新門司北一丁目	1 , 5 7 6 . 3 5	1	を
白野江給水施設	門司区白野江三丁目	3 2 . 4 0	1	

新門司北 1 1 号岸壁 給水施設	門司区新門司北一丁目	1 , 5 7 6 . 3 5	1	に
----------------------	------------	-----------------	---	---

改める。